

平成30年度 第5回港区子ども・子育て会議 議事要旨			
年月日	平成31年3月14日(木)	資料	<b>【配付資料】</b> 資料1 地域型保育事業の新規開設にかかる意見聴取について 資料2 港区子ども・子育て支援ニーズ調査報告書(案) 資料3 次期「港区子ども・子育て支援事業計画(平成32年度～平成36年度)」の策定にあたっての意見についての検討資料 資料3-2 次期「港区子ども・子育て支援事業計画(平成32年度～平成36年度)」の策定にあたっての意見についての検討(委員からの質問と区の回答) 机上配付資料1 港区子ども・子育て支援ニーズ調査報告書(案) 自由意見部分のみ抜粋 机上配付資料2 港区子ども・子育て支援ニーズ調査報告書概要版(案) 机上配付資料3 港区子ども・子育て会議スケジュール(案) 机上配付資料4 第5回港区子ども・子育て会議審議事項についての意見用紙 机上資料 港区子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
時間	18:30～20:10		
場所	港区役所911～913会議室		
次第	1 議事 (1) 地域型保育事業の新規開設にかかる意見聴取について (2) 港区子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告書(案)について(報告) (3) 港区子ども・子育て会議スケジュール(案)について (4) 次期「港区子ども・子育て支援事業計画(平成32年度～平成36年度)」の策定にあたっての意見について 2 その他		
出席者			
会長	國學院大學人間開発学部	教授	神長 美津子
副会長	共立女子大学家政学部	教授	白川 佳子
副会長	関東学院大学社会学部	教授	澁谷 昌史
	公募区民		村上 久仁子
	港区私立幼稚園連合会	みなと幼稚園園長	北條 泰雅
	港区私立保育園長会	みつばち保育園長	東 美智枝

	港区立高輪子ども中高生プラザ		網中 建志
	東京都児童相談センター相談援助課	課長代理	神村 育男
	港区私立幼稚園PTA連合会	会長	藤田 裕子
	港区立小学校PTA連合会		綿谷 和宏
	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会	会長	藤田 純子
	港区青少年委員会		福原 恵美
事務局	子ども家庭支援部長（兼務 麻布地区総合支所長）		有賀 謙二
	教育委員会事務局教育推進部長		新宮 弘章
	子ども家庭課長		佐藤 博史
	保育・児童施設計画担当課長		西川 杉菜
	保育課長		山越 恒慶
	児童相談所設置準備担当課長		保志 幸子
	子ども家庭支援センター所長		中島 由美子
	教育長室長		中島 博子
	教育企画担当課長		藤原 仙昌
	学務課長		山本 隆司
	赤坂・区民課長		阿部 徹也
	教育指導課長		松田 芳明
	障害者福祉課長		横尾 恵理子
	生活福祉調整課長		土井 重典
	土木課長		佐藤 雅紀
人権・男女平等参画担当課長		江村 信行	

【開会】

**会長）** 平成30年度第5回港区子ども・子育て会議を開会いたします。本日は議事が4件あります。終了の時刻は20時を予定しております。小さなお子さんを預けて参加されている委員の方もいらっしゃいますので、時間どおりに終了できるようご協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の出席状況、資料確認について、事務局からお願いいたします。

**事務局）** まず初めに、本日の欠席者をご連絡いたします。郡司委員、清水委員、柳田委員から欠席の連絡をいただいております。まだお見えになっていない委員がいらっしゃいますが、今向かっているという連絡が入っております。定足数の過半数8人以上は確認できておりますので、会としては成立をいたしております。

次に、本日お配りしている資料の確認をいたします。事前送付資料として資料1から資料3-2まで、資料1、資料2、資料3と資料3-2をお送りしております。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局で用意しておりますのでお声かけいただきたいと思います。また、本日席上配付資料として、次第の差しかえ、そして机上配付資料1として、ニーズ調査結果報告書(案)の自由意見を抜粋したもの、机上配付資料2としてニーズ調査結果報告書(案)の概要版、机上配付資料3として子・子会議のスケジュール(案)、机上配付資料4として第5回港区子ども・子育て会議審議事項についての意見用紙をお配りしております。資料の不足がございましたらお持ちいたしますので、お呼びください。

以上でございます。

**会長）** ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に本日の進行についてお話をいたします。本日は議事が4件ございます。まず議員の(1)と(2)はそれぞれ15分ずつを目安に審議の時間をとりたいと思っております。(3)は10分程度、(4)については前回からの引き続きの審議になり、計画策定に向けての審議になります。本日は、基本方針の1から9のうち残りの5から9の審議ですので、ここは40分程度審議時間をとりたいと思っております。

事前に資料が配付されているものは、事務局の説明は簡略にお願いし、限られた時間ではありますが、皆様からの意見を多くお伺いしたく思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

**1 議事 (1) 地域型保育事業の新規開設にかかる意見聴取について**

**会長）** それでは、議事に移ります。議事(1)地域型保育事業の新規開設にかかる意見

聴取についてです。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局)** それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。今回、「地域型保育事業の新規開設にかかる意見聴取について」ということでご用意させていただいている資料でございます。1の事業所内保育事業の概要ということで、ポポラー東京表参道園について意見を聴取させていただくものでございます。こちらは、平成30年4月1日から運営を行っている施設でございます。今回は子ども・子育て会議条例第3条第2項に基づいて意見を聴取させていただきます。その理由でございますけれども、ポポラー東京表参道園の運営事業者が株式会社タスク・フォースから株式会社タスク・フォースミテラに変更、事業譲渡ということになりまして、既存の施設ではございますけれども、廃止し、新設ということになります。そのため意見聴取をさせていただくものでございます。ポポラー東京表参道園の状況でございますけれども、今回の事業譲渡によって、開設日は平成31年4月1日となります。事業者は株式会社タスク・フォースミテラ、こちらは現行運営している株式会社タスク・フォースが100%出資している子会社となります。住所及び、代表者については記載のとおりでございます。施設でございますけれども、事業所内保育事業ということで、住所は南青山三丁目でございます。延べ床面積は162.53平米で、開園時間、延長時間については現行の運営状況と全く変更するものではございません。また、休園日や、定員も同様でございます。保育室等の状況でございますけれども、乳児室と、ほふく室を合わせて49.80平米で、0歳児の部屋として20平米、1歳児の部屋として29.80平米になってございます。また、保育室・遊戯室、調理室、トイレは記載のとおりでございます。こちらの施設でございますけれども、事業所の敷地の中に園庭を有しておりまして、その面積は89.48平米ということになっております。また、食事の提供方法は運営している事業者の直営になってございます。連携施設について、日常的な支援を受ける施設として区立青山保育園、3歳児から保育を提供する施設としては近隣の認可保育園ということになってございます。裏面をごらんください。こちらは位置図になります。国道246号線の青山通り沿いに、大きなビルがございまして、こちらの1階部分に存する施設になります。

簡単ではございますけれども、説明は以上になります。よろしく申し上げます。

**会長)** ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

**委員)** 既に事業を行っていらっしゃるところで、運営会社が変わるだけのことだというご説明でありますから余り時間をかけてはいけないのでしょうかけれども、気になることが

ありますので、教えていただきたいと思います。資料1ですぐ下のタイトルは「地域型保育事業」と書いてありますが、その下の項番1は「事業所内保育事業」と書いてあります。地域型保育事業というと、従来では小規模保育ということで承っていたわけですが、事業所内保育事業は、現時点で港区がやっているのは、この1か所だけだと思います。それで事業所内保育事業というのですから具体的にそこで事業をやっている人がその事業所の中に保育所を設置するわけです。では、その事業をしているのは何という事業者ですか。まさか株式会社タスク・フォースがここで事業をしているわけではない。この会社は全国展開している会社ですから。ここで事業をしているのは誰なのですか。

**事務局)** こちらの建物の所有者はエイベックス株式会社になっております。こちらで事業所内保育事業を実施していることになっており、当然ながら従業員枠での定員もございます。港区民を対象とした定員というものがこちらに記載させていただいている表の中段の地域枠9人というところになります。ですので、差し引き10人が事業所の従業員枠での定員ということで、合計は19人の定員で運営させていただいているというものでございます。

**会長)** ありがとうございます。

**委員)** ということは、エイベックス株式会社が事業主です。そこに事業所内保育所を設置して、それを株式会社タスク・フォースミテラという会社が運営しているということですよ。そうすると、資料に記載されていることはそれと違うことが書いてあることになりますよね。事業者はエイベックス株式会社でないとおかしいのではないですか。区のホームページを見ますと、確かに事業所内保育事業としてこの保育園が1園載っています。載ってはいますが、載っているのは名前だけで、他は空白で何も書いていない。定員がどうなっているとかか施設の実態がどうか、職員がどうなっているということは一切書いていない、名前だけです。そんな保育事業は区のホームページの中でここだけだと思うのです。ちょっとおかしいというように感じております。いかがでしょうか。

**事務局)** 認可を受ける際にエイベックス株式会社から、現行ですと株式会社タスク・フォースに運営を委託している形になってございます。つまり、現行は株式会社タスク・フォースが運営の事業者ということになっておりまして、認可上の手続きにつきましても現行は株式会社タスク・フォースということで認可させていただいている施設になります。今回その株式会社タスク・フォースから事業譲渡ということになりまして、100%子会社ではございますけれども、譲渡ということで、運営事業者の変更ということになるものでございます。また、先ほど区のホームページでの表記についてのご指摘をいただきまし

た。こちらにつきましては、大変申しわけございません、事業所内保育事業のご案内が名前だけというのは改めるべきというように考えております。認可保育園のご案内等におきましては、施設の所在地、定員、開園時間等もお知らせするようにはしておりますが、小規模保育事業所の区のホームページでの表記が名前だけだというご指摘をいただいております。そこについては改めるべきと考えておりますので、早急に対応させていただければと思います。よろしく願いいたします。

**会長)** ありがとうございます。「事業所内保育事業」という中に「事業」が2つ入っておりますけれども、この事業所内の事業所のほうがエイベックス株式会社で、保育事業の事業がこの場合の事業者は株式会社タスク・フォースミテラだと思うのです。この辺は表記上のことだとは思いますが、少し気をつけていただいたほうがわかりやすいのかなというように思います。

**委員)** そのほうがわかりやすいというより、この書き方はやっぱり間違っていると思います。先ほどの説明で利用定員19人のうちの10人が事業所の定員だと。その事業所というのはエイベックス株式会社なのでしょ。

**事務局)** そうです。

**委員)** だから、これはおかしいですよ、このような書き方をしたら。これはエイベックスビルです。「1階」と書いてありますけれども、エイベックス株式会社のホームページを見ますと各フロアの説明があるのですが、1階にこのような施設があるということは書いていないです。

ポポラー東京表参道園のホームページを見ますと、エイベックスビルの地下1階と書いてあるのです。ところが、エイベックス株式会社のホームページには、ビルの各フロアの説明はしていますけれども、地下の説明は一切していません。園庭が90平米ぐらいあって、これだけあれば大したものだと思いますけど、これは本当に独占的に使える園庭なのか、ちょっと信用できないというのが率直な気持ちでございます。これはしっかりと確かめていただきたい。現在の運営実態がどうなっているのかということもわからないのですから、運営しているのだったら現況の報告があつてしかるべきだと思います。この「認可定員」と「利用定員」の表記の仕方も全く何が何だかわかんないわけですが、要するに公費負担は9人分、認可定員分しかしないという意味ですか。そこからはみ出している10人分に対しては公費負担をしない、そういうことになりますか。このポポラー東京表参道園という保育園は都市型保育園とホームページ上でうたっている。そして、ここは会員登録すれば、働いていようが、働いていまいが、誰でも使えるということになって

います。1時間当たりが、登録しないと1,000幾らで、登録したら1,000円よりちょっと安いという金額の差があつて、誰でも使えるとあります。そして、親のいかなるご要望にも応えます、こういう書き方がされております。そういう施設は、以前確認していただきました子ども・子育て支援新制度の基本理念に合致しているのです。していないと思うのですね。そういうところを既に認可しているということですが、認可の仕方が間違っていると思いますので、再検討をお願いしたいと思います。以上です。

**会長)** これに関して何かありますか。よろしいですか。

**事務局)** 先ほどご質問の中に公費負担等の話もありましたけれども、基本的な考え方として、地域枠は区で利用調整をさせていただいておりまして、いわゆる公費負担、枠の負担ということになります。一方で、従業員枠のところにつきましては、その従業員の方のお住まいの自治体が負担するというようになっておりまして、従業員の方の住所によって負担する自治体が変わってくるというものでございます。

また、建物の1階部分というところでのお話がございましたけれども、おっしゃるとおり建築基準法上で言うフロアとしては地下1階という形にはなるのですが、傾斜になって表に出ております。その保育室の0歳児、1歳児、2歳児の前面部分に園庭が長方形の形でございまして、ゴムチップ舗装と土の部分とを合わせて先ほど申しました89.48平米ということで、園庭の確保ができていくということでございます。また、定員の空いている状況で一時的な利用をというところでのお話につきましては、一時保育という形の運営でされていることになろうかと思っておりますけれども、今北條委員のご指摘のところを伺いまして、改めて状況のほうについては確認してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

**会長)** よろしく願いいたします。そのほかにもございますか。また様子を伺っていただければと思います。

## 1 議事 (2) 港区子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告書(案)について(報告)

**会長)** 議事(2)港区子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告書(案)について(報告)、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局)** 資料を3点ご用意ください。事前にお送りしております資料2、本日机上配付資料1並びに机上配付資料2を用いましてご説明いたします。机上配付資料2の港区子ども・子育て支援ニーズ調査報告書(案)概要版の1ページをお開きください。第1章の調査概要です。こちらの調査の目的は、よりわかりやすくするために、事前にお配りしていま

す資料2の同じページと調査概要は若干ページの仕立てが異なっております。中段に図が入っているのですが、今回お示しの机上配付資料2の概要版の1ページが実際のニーズ調査報告書の1ページに合致する形になりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。机上配付資料2の、概要版から説明に入りたいと思います。調査の目的ですが、今回第二期港区子ども・子育て支援事業計画、こちらは子ども・子育て支援法に基づくものになりまして、5年を第一期とした計画の第二期になります。平成32年度、元号が変わりますので、2020年度から2024年度が策定期間になります。その策定に当たりまして、現在の状況ですとか今後の利用希望などから量の見込みを算出いたします。そして、今後の子ども・子育て支援施策を着実に推進するために実施したニーズ調査となります。「調査結果は港区の子育て支援の充実に生かされます」とありますとおり、調査によって把握された利用希望などを考慮して今後の計画を策定してまいります。またその量の見込みだけでなく、その確保策につきましても記載する計画になっていくわけでございます。

項番2調査設計でございます。調査対象は、区内在住の小学校入学前児童の保護者5,000人と、区内在住の小学校1年生、2年生の保護者2,000人を対象として、無作為に抽出しております。調査方法は、郵送で用紙をお送りいたしまして、回収は郵送とインターネットのどちらでも回収できるような仕立てとしております。調査期間を11月の中旬から12月の頭にかけて行いました。

2ページをおめぐりください。項番3調査項目はごらんとおりです。

項番4回収結果です。回収率は、小学校入学前児童の保護者については44.1%、小学校1、2年生の保護者については44%です。前回は49%でしたので回収率は下がりましたが、配付数自体が大幅に上がっておりますので件数としては倍近い件数が回収できたということになります。

あわせて、回収数のインターネットとありますけども、小学校入学前児童の保護者については748件、小学校1、2年生の保護者は220件ということで回答をいただきました。これは、これまでにこういったインターネット調査をやった経験のあるところからすると、非常に回収数が多いと聞いております。これは集計した事業者からの声ですが、インターネットでこれだけ集まるのは非常に多いですということで、非常に意識が高いということだと思っております。

3ページ以降は第2章の調査結果になります。ポイントを絞ってお話いたします。まず1の(1)の居住地区につきましては、バランスよくとれております。また、(2)の0歳



から5歳までにつきましても、一定程度バランスよく回答をいただいております。4ページの間8-1になります。港区に住むことになったきっかけを聞いておりますけれども、一番多いのは64.6%で、出産前からお住まいということです。子どもの出産を機に転入した方が7.3%いらっしゃいます。(3) 孤立感を感じることはありますかという問いに、33.7%が「ある」もしくは「ときどきある」ということで、子育てを行うに当たり日頃孤立感を感じているシーンがあるということでございます。6ページは母親に対する居住地区別、年齢別の経年比較になります。前回調査と比べまして、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」という方が非常に多くなりまして、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が少なくなっているというところから、やはり就労の実態が上がっているということでございます。(5) 幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業の利用状況は、73.9%の方が利用されております。前回のニーズ調査では63.9%ということございましたので、10ポイント上がっていることになります。7ページ、全ての居住地区におきましては、そうした定期的な教育・保育事業を利用している方が最も多くなっているということになります。8ページは年間を通じて定期的に利用している事業になります。9ページを見ますと、前回調査と比べまして「認可保育園、小規模保育事業所」が多くなっており、前は33.2%だったものが今回は全体で45.2%となり、12ポイント上がっております。12ページは、就学前の方への質問ですけれども、小学校就学後の放課後の過ごし方として、どんな予定をされているかということで問うております。「過ごさせたい場所」ということで、低学年時に過ごさせたい今後の予定ですけれども、習い事が一番多いのですが、次いで学童クラブということでニーズが高くなっています。3段目に「自宅」とあり、低学年は29.2%で、3割ぐらいの方が自宅で過ごさせようと思っていると。高学年になったら29.9%が「自宅」となっています。20ページも同じようなつくりになっておりますけれども、これは小学校就学後1年生、2年生の保護者に聞いたものになります。同じ質問ですけれども、小学校での放課後の過ごし方についてということで、低学年は「自宅」が43.5%。また、高学年は21.0%で、数字の大きさが変わっております。実際に就学前に予定していたのと就学後での実態に乖離が見受けられます。

13ページにお戻りいただきたいと思っております。13ページでは、育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について聞いております。父親は7.3%にとどまっております。父親も母親も実際に育児休暇を取得したというポイントは上がっております。14ページは、子育ての環境や支援全般の満足度でございます。「保育園」、「地域子ども・子育て

て支援事業」の一番右側に「不満」とあり、が保育園に不満が15.3%とあります。これは残念な結果ではありますが、実は5年前は33.6%ございました。そちらが15.3%に変わっております。また、地域子ども・子育て支援事業は38.5%が前回の数字でありましたが、今回は16.4%ということで、急上昇しているという分析をしております。17ページ以降が「小学校1・2年生の保護者」になります。18ページ、問11で、孤立感を感じることがあるかの問いに、こちらが27.3%の方が何らかの形で孤立感を感じているということで、子育てに悩みを抱えている方がいらっしゃるということが出ております。以上が全体のニーズ調査の概要版になります。

あわせて、机上配付資料の1をごらんいただきたいと思います。自由意見です。こちらはフリーの意見でございますので、とてもたくさんございました。一部の意見を抜粋した記載となっております。非常に多岐にわたるご意見を頂戴しております。小学校入学前の子どもの保護者からの意見としては、①の相談・情報提供については、まとめて見ることができるサイトや資料が欲しい。②の教育・保育事業の施設数や定員については、全ての子が入園できるように。また、中段ぐらいになりますが、もっと保育所の定員を増やして欲しいということで、量の増を訴えている意見がたくさんございました。2ページ、③の教育・保育事業の環境につきましては、預かり時間の延長のこと、広い園庭が欲しいということなど、たくさん意見をいただいています。広い園庭については、園による施設の充実度の差について何とかならないかという意見がございました。④の教育・保育事業の内容や質につきましては、区立保育園と認可保育園で同じようなカリキュラムを受けられるようにしてほしい。また認可保育園の3歳以上のクラスでは、幼稚園と同様に学習の時間を積極的に取り入れてほしい、保育園児も小学校入学時にスムーズに慣れることができるよう近隣の小学校と交流してほしい、そのようなご意見がございました。⑤の教育・保育事業の費用負担のところでは、ファミリーサポートの利用がしにくいところ、保育料が第2子以降無料になっていますけれども、制度の公平を求めているような意見があります。3ページ⑥の幼児教育・保育の無償化については義務教育の給食を無料化にしてほしい、⑦の地域子育て支援事業につきましては、もっとITを活用して利用しやすくなってほしい、先駆的・先進的な取り組みはとてもよいけれども、それを期待して港区への転入も増えていると思うので、増加数を見越した対策を希望しますとあります。また、子どもにとって本当は親が一番で、親が子育てについてもっと学んでもらうことで気持ちが楽になるので、もっと講演会や講座をふやしてほしい、そんな意見もございました。⑧の土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業につきましては、あっぱいの予約をもっと取りやすく

してほしい、休日保育の部分、緊急時の対応、そういったニーズがございました。⑨の病気の際の対応につきましても、病児保育の定員についての意見がございます。また、⑩の一時預かり等につきましては、予約の取りづらさ、また一時預かりの時間のこと、受け入れ枠のこと、スポットで見てもらいたいという声、そして5ページになりますけれども、一時預かりの申し込みをシステム化してほしい、予定表を一度に見られると便利ですといったご意見を頂戴しています。⑪の放課後の過ごし方についてですけれども、やはり一人で家にいるという状況をつくりたくないという声です。子どもがどんどん増えているということで、サービスの質が落ちないようにしてほしい。また、質のよい時間の過ごし方を行政に考えてもらいたい。さらには、近所に友だちがいないので、学童クラブで他学年の子たちとの関わりをもって社会性を養ってもらいたいという声がございました。6ページ⑫の港区の子育て環境についてですけれども、自分たちが子どもころのようになかなか自由に外で遊ぶことができなくなったということで、みんなで体を動かすなどそういった経験をさせたいというご意見です。7ページですが、スマホや通信ゲームなどを持って公園に集まる子どもたちを見かけるけれども、変えるのは親の意識だと。講演会などを開くなど区に積極的に取り組んでもらいたいということです。

(2) からが小学校1年生・2年生の保護者になりますけれども、②の一時預かりにつきましては、預かり時間のこと、ファミリーサポートのこと、やはり似たようなご意見を頂戴しています。③の放課後の過ごし方については、放課GO→の部屋をもう少し充実してもらいたいということ、8ページには、親が教えられないような知恵とか遊び方、昔遊びも含めて親以外の大人に教えていただけたらありがたいということ、子どもだけで家に留守番させるのが心配で、近くに相談できる大人がいるということが大事ということ、責任を持って子どもをサポートしてもらえる学童クラブは今の生活には欠かせないというような声も頂戴しています。最後に、10ページになりますけれども、④の学校生活については、小学校や幼稚園の行事が重ならないで保護者が参加できるような日時の工夫をしてほしい。⑤の港区の子育て環境については、高学年向けの遊具の充実や野球の練習ができるような公園がたくさんあって、児童館や放課GO→のイベントも楽しんでいる。地域のお祭りもありがたいといったようなうれしい声もいただいております。以上が子ども・子育て支援ニーズ調査を受けた概要報告となります。説明は以上です。

**会長)** ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。ページは順を追いませんので、必要なところからご質問等をお願いいたします。

委員) 「放課後の過ごし方について」で9ページにあります親御さんの意見で、6番目にあります「毎日学校から宿題が出されるため、規則正しい生活のリズムを身につけさせる目的で、学童クラブに入室後はすぐに学校の宿題を子どもにさせて、宿題が終わってから自由時間を過ごさせるよう徹底させていただきたい」というこちらの意見はすごくもつともで、親御さんがよく望まれるような意見だとは思いますが、本来行政が提供する放課後のニーズにここまでというか、放課GO→の目的というのは子どもの安全とか安心とか心の豊かさを求めるものであって、決して生活のリズムを徹底させるものでもないし、そうかと言ってよそのお子さんの宿題のケアまでして、宿題が終わらなければ勉強ができないんだよということを、親が教える以外で徹底させるとなると、もうプライベートのケアする塾とかそういうところのお仕事だと思うのです。意見をどんどん聞いて皆さんでまとめていくことはいいことなのですが、危惧するのは、これから先こういう意見がありました、それを放課GO→の運営会社に、保護者の方たちはこういうことを望んでいらっしゃるので、放課GO→のやり方としてまず宿題が終わってから遊ばせましようとするのが本当に子どもにとって安心で、豊かな心が育つ環境になるのか。宿題をやる、やらないは本人と親、学校のルールではありますが、そこまで行政に求め、そのような意見の吸い上げというのは、そこがちょっと怖いと思います。ニーズとしてアンケートで上がってきても、やっぱりできることとできないことの違いを分けないと、精査するのにすごく難しいかなと思うのです。実際こういう内容の質問をしたら、こういう意見が出てくるというのは非常に多いと思うのです。働いている方なんて特にやっぱり学童クラブで宿題をやっておいてもらったありがたいと思う親御さんが多いのですが、そういうニーズに応えることが本当に正しいことかどうかという精査はどこで選別するのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

会長) これは、皆さんの意見を伺って、事務局でお考えになっていることを伺うということでもよろしいでしょうか。

委員) はい。

会長) 本当にそういったご意見とか感想を寄せていただくことが主ですので、委員の先生方でこういったご意見に対してこれからどう対応すべきかについてご意見を言っただけだと思います。

委員) 以前も少し書かせていただいたのですがけれども、ちょっと預かってほしいというニーズに、区の施設や区のあっぱいとかファミリーサポートだけで対応するのはなかなかやっぱり難しいのだというのがあります。それで、やはり民間のシッターさんを利用され

ている方って非常に多いと思うのですけれども、そのような委託の事務所でもいいのですけれども、民間事業者を利用した際の補助など、金銭的に援助していただくというようなことが、例えば就労している、していないにかかわらずあるといいなというのはずっと思っております。一部の補助でいいのですけれども、全ての家庭がどのような事情で民間事業者を使ったとしても、ある程度補助していただけるというのはなかなか難しいものなのでしょうか。少し希望しておきます。

**会長)** ありがとうございます。学童クラブのことでよろしいのですか、今のお話は。

**委員)** 特に学童クラブということではなく、例えば上のお子さんの学校のことで下のお子さんを連れていけないときに、ちょっと下の子を見てもらうとなったとき、区でお願いするとなると結構限られていると思うのです。私自身もファミリーサポートを利用したことがありますけど、どうしても敷居が高いというか、すぐにお願ひするということがなかなかできない。そのとき、下のお子さんに熱があったら、恐らく病児保育を頼むことになる。そういうときに、民間のシッターさんをお願いするというのはやはり非常に便利です、病気であっても預かってくださるという方がいらっしゃいます。そういった自分が使い慣れているところを使ったときは補助がゼロである。でも例えば病児保育に入れることができれば料金がとても安くすみませう。その差が埋まるようなやり方がないのかなと思っております。そのような意味です。

**会長)** ありがとうございます。これからの計画の中にはまたいろいろなことを考えていかななくてはいけないとは思っているのですけれども、ニーズ調査にかかわっているいろんなご意見が出てきております。これら全てに対応することは難しいわけですが、基本的なスタンスとして、公的なところではどこまでどのように応じていくかを、藤田委員のご意見も含めてですけれども、具体的な対応ということよりは、基本的にどういう対応が平等なのかということについて、家庭の役割ということもありますが、これから策定する計画案のときには委員会としての議論はしていくことが必要ではないかと思ひます。

**委員)** お二人の意見は、過剰なサービスと言ったら言い過ぎかもしれませんが、サービスでどこまで見るべきなのかということと公平性の問題です。大分前のこの会議で強く主張した覚えがありますが、親同士の預かり合いとか親同士の助け合いということをもっと大切にさせていただくことがいいと思うのです。ただ、一方ではワンコインでどんどんサービスしておいて、一方ではそういう預かり合いをしているご家庭は今でもたくさんあります。そういうところには実は何の手当てもないわけですが、そこがやっぱり不公平感を生んでしまっていて、結局それだったら公費助成があるところを利用するというよう

にならないような仕組みが必要だと思えます。もう一つは、給食のことが出ていました。国が子ども・子育て会議で給食費は保護者が負担すべきだという方針を出して、各団体が一応それをのみ込んだということに今なっております。でも、公費で出してくれという意見が多くて、港区は出しそうになっているそうですけれども、お出しになるならなってもいいですけど、もしそういうことなら公平性ということを考えていただきたい。食事は基本的なことです。これを公費で賄うって言うのだったら、当該年齢の同じお子さんが家庭で食事をしているのをどうするのかという問題がありますから、そこも含めて公平性ということをぜひ考えていただきたいと思えます。

**会長)** ありがとうございます。それでは、事務局のほうで何かありましたらお願いします。

**事務局)** 貴重なご意見をありがとうございます。学童クラブでの意見に対して、これは少し過剰ではないかという印象も受けました。学童クラブは、放課後の居場所であって、遊ぶ場であって、さらに生活の場でもあるという役割も持っております。一部ですけれども、学習タイムを設けたりして、塾とかということではなくて、バランスよく自由に過ごしてもらおうという工夫をしております。このような意見があったのでこうしますということではなくて、やはり区としての進め方はありますけれども、本来の役割を、子どもたちのことを中心に置きながら進めていきたいということでございます。この会議の中で頂戴したことを踏まえながら次の計画策定につなげていきたいと思っております。

**会長)** ありがとうございます。それでは、ニーズ調査の結果と言ってもまだ途中かもしれませんが、それに関してほかにもありましたら、どうぞ。

**委員)** 3ページの⑦で、以前も言ったことなのですが、学校では普通学級と特別支援学級を分けているのに、学童クラブや放課GO→は特に分かれていなくて、港区は発達障害とか特別支援に対して非常に手厚いということが本当に有名らしくて、私の印象でいくとこの7年とか10年ぐらいの間に結構人数が増えている感じがしております。学校の中では特別支援学級にいる子たちが放課GO→や学童クラブでは普通学級の子と一緒にいるので、当然その部分では非常に負担がかかっているというか、先生の数が足らなくなるという状況があります。でも港区の場合は、民間事業者の方に任せているところがあって、恐らくその民間事業者の人たちは見積りのときに、うちはそれに対応しますと言っているような見積りを出しているのだと思えますが、現状を見ている限りでは対応がきちっとできているとは言えない部分がいっぱいあります。特別支援学級の人たちに対して、学校の中であれだけ手厚くやっているのですから、放課GO→や学童クラブでも手厚くしたおいたほ

うがいいのかなという気がします。なかなか言う人がいないというか、発達障害の子に対してもうちょっと優しくしたほうがいいんじゃないのかという話になるのかもしれないのですけれども、だからそこを優しくしているというより、実は見過ごしている部分も結構あるような気がするので、そこの充実をしていただいたほうがいいかなと思います。

**会長）** ありがとうございます。確認ですが、最終的にはこの机上配付資料のものが全て報告書に載っていくという形ではなくて、それは精査していくということでよろしいのでしょうか。必要なお意見として承るという形でよろしいのですね。

### 1 議事 (3) 港区子ども・子育て会議スケジュール(案)について

**会長）** それでは、議事(3)港区子ども・子育て会議スケジュール(案)についてです。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局）** 机上配付資料3をごらんください。今後のスケジュールになります。本日第5回子ども・子育て会議でご意見を頂戴しまして、この後の話になりますけれども、前は1番から4番まで、本日は5番から9番までご議論いただきますけれども、その審議を踏まえ4月から5月にかけて事務局で答申(案)を作成いたします。また、その後委員の皆様から答申(案)についてのご意見を頂戴したいと思っております。来年度になりますけれども、6月初旬に、港区子ども・子育て会議でご意見を聴取いたしまして、答申(案)をまとめていきたいと思っております。

なお、そこでまとめたものを6月下旬に区長へ答申いただき、6月30日をもって2年間の委員任期満了という形で考えております。こちらにつきましてお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。

**会長）** ありがとうございます。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

### 1 議事 (4) 次期「港区子ども・子育て支援事業計画(平成32年度～平成36年度)」の策定にあたっての意見について

**会長）** それでは、次に議事(4)について議論したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局）** 資料3と資料3-2をごらんいただきたいと思っております。資料3から進めてまいりますけれども、こちらは答申(案)になるための子ども・子育て会議のご意見を頂戴したいところになります。基本方針1から9までのジャンルで話を進めていただいております。

す。前回の1月24日に基本方針1から4までをお話いただきまして、そのときに、寄せられた意見につきましては、1ページから4ページまでにまとめたものを記載しております。本日は5ページの基本方針5から進めていきたいと思っております。9ページの基本方針9までお願いしたいと思っております。

なお、資料3-2につきましては、前回委員からありましたご質問の回答をまとめてございます。ごらんいただきたいと思っております。以上、お願いいたします。

**会長)** ありがとうございます。それでは、基本方針5から9までということで、約8分程度の時間で審議を進めていきたいと思っております。まず基本方針5については、お手元の港区子ども・子育て支援事業計画の54ページにある内容で、次の計画を策定するに当たって子ども・子育て会議としてこのような視点が必要ではないかということについて皆さんからご意見を出していただき、考えていきたいと思っております。これまでの議論については前回同様です。送っていただいた資料3の5ページになりますので、これまでの意見はここに書いてある内容です。施策としては54ページ、「産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保」ということで、このような事業が行われているということですので。それに関して、前回のときは生まれ月のこととかいろいろな意見があったかと思っておりますけれども、なかなか難しいというような議論になりました。では、お願いいたします。

**委員)** 前回の基本方針4までのところで一度出ておりますけれども、育児休業を取ることが不利にならないようにということを踏まえて、育児休業制度がある事業所にお勤めになっていけば育児休業を1年は絶対に取れるわけですね。1年半も大体取れるわけですね。そうすると、そういうことが不利にならないようにすれば、どなたか前におっしゃいましたけど、0歳児保育が必要なくなるのだから、その分のコストを1歳児保育に集中的に振り向ければ大分改善されるという意見をここでも取り上げていただけたらと思っております。

**会長)** 貴重なご意見だと思います。前回も出てきておりますし、先ほどのニーズ調査結果の意見にも確実に予約ができればというご意見などがありましたし、それに対してどう広報していくのかというような議論もここであったと思っております。繰り返しになりますけれども、育児休業制度を活用していくということが大事というところで、その後の円滑な保育所における保育を考えると、本当に育児休業制度との接続のところを十分に手厚くしていただければというように思っております。

**委員)** 続きになってしまうのですが、やはり港区子ども・子育て支援事業計画の54ページに出ています、「希望する保育園に入るため、育児休業を希望する時期より早く切り上げた」というのが7割です。7割までいるという実態がわかりながらも入園募集が1年に



一回しかない、こういうずっと変わらない毎年同じやり方で続けている。先ほどのお話のように育児休業制度が1年ないし1年半、2年まである企業があるにもかかわらず、この7割の人たちはそれだと保育園に入れないというのがわかっている。そのような調査結果が出ているにもかかわらず、今どこでも保育園の入園募集の制度が変わっていないとなると、これから先もずっとこうなるのであれば、少しずつやはり入園のチャンスを年に2回にするとか、月をずらすとかなどが必要ではないでしょうか。ぎりぎりまで子どものそばにいたいと望まれているお母様のストレスを少しでも軽減できることというのは、この7割の人たちがこれだけ不満を感じているのであれば、入園制度を変える方法というのも、年に一回というのがそこまで難しいことなのかなと思ったりするのですが。

**委員)** 企業が取っている方法と行政機関が取っている方法がマッチングしていないから保育園に入れないという意見を私はよく聞いているのです。そうでしたら企業が行政に合わせればいいという考え方にならないのでしょうか。もともと行政ありきで企業があるわけで、企業を経営している方たちで勘違いしている人がいますけど、行政があるから企業ができていて、行政側に合わせていない企業に勤めている人がまずいのではないのという考え方をするのですが、なぜ行政側に合わせないのでしょうか、企業は。

**委員)** 行政に合わせていると思いますよ。

**委員)** 合わせているのですか。何か合わせていないように聞こえるから、いつも不思議なのです。

**委員)** 合わせているから、そのとおりに育児休業を取りたいのです、多くの方は。育児休業が取れない方もいますからね、その方のためには0歳児保育は必要ですよ。でも、取れる方がいっぱいいて、入園の申し込みに行くと、育児休業を丸々取得しちゃって、1歳児の段階で入っちゃったらね、保育所は入れませんよ。だから、丸々取らないで、4月に0歳児で入っておかないとだめですよって言われるのです。

**委員)** 行政側に？

**委員)** 行政に。だから、そうなるのですよ。

**委員)** そういうことなんだ。わかりました。

**事務局)** テレビの報道でも落選狙いというのがすごく話題になったりしているのですけれども、現行1歳までは先ほど北條委員がおっしゃられたとおりの1歳の誕生日の月1年ながら原則と理解しています。1歳を超えて最長2年までというところがあるのですけれども、そこは保育園に入れなかった場合に延長するというような形で最長2年までということでございまして、1歳になる誕生日の月というのは当然毎月毎月そういうお子さんが生

じてきます。ですので、育児休業から復職を希望される方がいらっしやって、毎月毎月そのようなことが生じているということは事実でございます、その方たちは全て0歳児クラスという、4月の年齢でクラスが決まるものですから、現在は育児休業の予約制度というもので一定程度対応しているという状況でございます。そこを拡充できればというところがご意見としていただいているところでもあったかと思うのですが、当然ながら保育園の運営というところで、毎月毎月新しい子が入ってくるということになりますと当初は空いている状況も出てきますので、引き続き国の動向も含めて考えていく必要があるのかなと考えているところでございます。課題としては認識しているということでご理解いただければと思います。

会長) ありがとうございます。ぜひこの次の計画の中にはそこをもう少し丁寧に書かれたほうがよいのかもしれないなと思って伺いました。

委員) 絶対数が足りないということを言っているのですか。

委員) いや、違います。

委員) そこがよくわかんないのですが、いつも空きがあるとか絶対数が足りていないとかといいます、空きがあるのだったら別にそれ以上つくる必要性はないのではないかと思うし、空いているのだったら何で1年間休むとか入れないとかがあるのですか。そこがずっと理解できないままいつも会議を聞いているのですが、先に0歳児で入っちゃった人たちがいっぱいいると1歳児まで待っちゃった人が入れないということは、生まれた人数に対して絶対数が足りないということですか。

委員) いや、空きはいっぱいあるのです。

委員) そこがわからなのです。空きがあるのなら入れればいいのではないの。

委員) 待機児童以上に待機児童に数倍する空きがあるのです。

委員) ですよ。

委員) これを1歳児に回せばいいのです。

委員) 0歳児の空きがあるということですか。

委員) 0歳児は空いていいのです。

会長) ここについてはやはり空きはないのではないかという不安感がすごく大きいと思うので、どのような対応をしているかを次の計画では少し発信していくということも大事なのではないのでしょうか。空きがないから慌てて入れなきゃという不安感を解消していくことは大事だと思います。

委員) そうすると年齢層を変えれば埋まるということですか。

委員) 生まれ月で考えればうまく入ると思っています。せめて年に3、4、5、6回…。

委員) 絶対数が空いているという話を聞いて、なのに入れなと言われてしまうということは、意味がわからないのです。絶対数が空いている、すごく空きがいっぱいあるのですよと例えば北條先生から意見を聞いていて、村上さんからは生まれ月を変えると入れないのです、行政が企業に合わせないのですよなどという意見の組み合わせがよくわからないのです。

委員) 絶対数は空いているのです。

委員) 絶対数が空いているのだったら入れればいいのではないのと。

委員) だけど、0歳児が明くる年になったら1歳になる。1歳児が今度は2歳になる。2歳児が3歳、順番に上がっていくわけです。だから、その上がってくる人たちのためにすき間を取っておかないといけないという、区はそういう考えなのです。取っておく必要はないのです、実は。全くないとは言いませんよ。だけど、それを過大に取っているからこういうことになっているのです。

委員) やっとわかりました。

事務局) まず定員に空きがあるという話がいつも出るのですけれども、0歳児、1歳児、2歳児の学齢につきましてはほぼ定員が埋まっている状況でございます。一方で空いているところも確かにございます。それが3歳児、4歳児、5歳児のクラスです。認可保育園、保育室も含めて区内に100園ぐらいある中で、例えば4歳児に1人ずつ空きがあるとすると、4歳児、5歳児に1人、それだけでも2人空きが出る。それが、100園近くとなると、それだけでも単純に200人空きが出る。そういった形の積み上げで見れば空きがあるというように見えます。ただ、あるクラスだけをとらえて見たときに、4歳児のうち例えば30人のクラスで1人空いているから、そこに1歳児を入れられるかということ、それは物理的に不可能です。また、開設するときに、通常は3歳や4歳から入園してくる方というのは少ないです。先ほど来議論になっていきます0歳や1歳から入園をご希望される方が多いので、開設の時期は0歳児、1歳児、2歳児を空けて、学齢が上がるにつれて3歳児、次の年に4歳児というように上げていく手法を取ってございます。その際に、やはり3歳児、4歳児、5歳児は空いている状態が続くということはおっしゃるとおりなのですけれども、そこは私どもも課題として認識はしてございまして、平成31年4月からは空きクラスを使って待機児童の多い1歳児を受け入れる緊急対策として枠をつくって、受け入れるよう工夫してございます。ご指摘のとおり空いているところを有効活用するということはこちらも課題として認識しておりますので、そういった事業も含めて待機児童の

解消に努めている状況でございます。

委員) それが間違っているのですね。

委員) ということは、0歳児が100人いたとして、その子が1歳になったら上がるから1歳児のところは空けておかなきゃいけないという話なのだけど、実際は0歳児が200人いるということなんでしょ、入れないということは。

委員) だから、育児休業を取らせてあげれば0歳児は空くのです。

委員) 全て4月時点で……

委員) だけど、どちらにしてもその年代の絶対数は足りていないという。

委員) いえ、0歳児は足りています。

委員) 育児休業を企業側の言われたとおりにちゃんと取れば。

委員) そうですね。

委員) はい。

委員) そうしたら足りないということなのですね。

委員) いや、足りています。育児休業をちゃんと取れば、がらがらになります。

会長) これまでも議論を重ねながら緊急の対策という形でつくっていただいているのですけれども、なおかつそこにプラスしながら、またここでいわゆる1歳児になるとなかなか入れないのだということに関しては広報も必要ですし、いろんな取り組みもしていますよという周知も必要です。やはり育児休業をしっかりと取ってくださいということも言うていくことも必要ですし、多様な視点からこの問題というのを考えていかないと難しいと思いますので、そういった内容を提言の中に入れていくということでこの会は了解していただければと思います。具体的な策はきっとそれぞれのお立場からいろいろ考えがおりになるかとは思いますが、それはその先のことで、この次の提言に何をどう入れるかというところで今日の議論はとめていただければと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

基本方針6「特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実」ということで、これも先ほど出ておりましたけれども、これに関してぜひ提言の趣旨として入れていただきたい点についてまたご意見をいただければというふうに思っております。1つは、先ほど綿谷委員がおっしゃったことで、どういう形で入れるかというのは難しい問題があるかとは思いますが、やはり充実施策の一つですよ。

委員) 要は、学校では細かい人数を知らないのですが、例えば通級の子たちが30人に対して教員が1人であるのに対して、特別支援の人たちは5人に1人ぐらいの先生がい

るような気がするのですが、放課GO→とか学童クラブはそうはなっていないくて、そこで結構苦勞しているケースがあるので、まとまってきちやったところについてはね。そこは、充実を図る、プラスちゃんと特別支援の人は来ていいですよって言うのだったら、そこは対応してあげないと、実は同じクラスでやっていくのが非常に話としてはいいように聞こえて、特別支援の子たちも一緒に放課GO→は過ごして、発達障害の子であっても、通級の子であっても一緒に暮らしていくのだとか夢物語としか僕は見ていないので、実際普通の学校の授業のときには分けているわけですから、放課GO→になるとそれが楽しくできるなんていうことは現実論としては離れている。できれば別の場所に分けたほうがいいのではないかなと思っているぐらいです。

**会長)** ありがとうございます。こちらの冊子のほうから言いますと55ページから今行っている事業等が入ってございますので、そこを見ながらまだまだこういう点が足りないという、今のご意見もそうですけれども、いただければというふうに思っております。

**委員)** 受給者証を発行して使用できるような放課後デイサービスは港区内の事業所はあるのでしょうか。

**事務局)** 港区に放課後等デイサービスという民間事業所が運営している事業所が14事業所ございます。そこで放課後の児童が活動するのをサポートしているという状態です。

**委員)** 港区としては、その14という数で定員は間に合っているというふうにお考えでしょうか。

**事務局)** ここはなかなか難しいところがあると思います。その事業所事業所で対象としている方々や、それから事業所で行うサービスの内容もさまざまになっていますので、単純に人数で割れるような形ではないと思っていますので、より内容に合った事業所や、サービスは展開していかなければならないと思いますが、一人一人の状況やニーズは異なっているというのが状況です。

**委員)** ありがとうございます。区として、例えば支援対象となるお子さんを持っているご家庭に対してニーズ調査のようなことはなさるのでしょうか。例えば放課後デイサービスが欲しいであるとかそういうような声は、保護者はどちらに上げることになるのでしょうか。

**事務局)** 全体的にはまさに例えば障害者計画を立てるときの基礎調査のような形でとっていくということもあると思いますが、そういう節目だけではなくても、各地区の総合支所の区民課がまさにその受給者証とか、いろいろなお子さん、もしくは障害の状況とかの相談の窓口になりますので、そういったところでまずはお伺いしながら、よりふさわしい

サービスにつなげていくご相談、案内ができればというふうに思っています。

**委員)** ありがとうございます。やはり学校の中での生活が別な中で放課後だけ一緒というのは、それを望まれるご家庭もあるでしょうし、それだけでは対応できない方もいらっしゃると思うので、学童のほうで特別支援のお子さんに対応するスキルを上げていくというのももちろん必要なことでしょうし、あとは特性に合わせて放課後を自分のペースで過ごせる場を特別支援の対象になるようなお子さんのためにきちんと確保していく。事業所なので港区がやっているものではないのだけれども、そういうのを確保していくというような考え方が必要なのかなと思っています。

もう一つ、港区の運営という形でその特別支援のお子さんたちが過ごせる放課後の場所であるとかサービスというものは、提供がそもそもされていますでしょうか。

**事務局)** 発達障害ではないのですが、平成32年の12月ぐらいから障害保健福祉センターという区立の施設において、主に医療的ケアですとか、あとは重症心身障害児、逆に民間の放課後等デイサービスではなかなかサポートするのが難しい重度の方向けの放課後等デイサービスを新規の事業ということで展開していきたいということで準備を進めているところです。

**委員)** ありがとうございます。

**会長)** 貴重なご意見ありがとうございます。この項目につきましてほかのご意見がありましたら。

**委員)** 綿谷委員と同じような意見になるのですが、発達障害の子と一緒に過ごすというのはお互い結構大変な部分が、指導者のほうだけではなくて、子どもたちも過ごしにくいという部分がやっぱり出てくるので、配置だけではなく、専門性をやっぱり高めていくことというのが大事になってくると思います。学童のスタッフなんかも、ただ人がいればいいだけではなくて、どのようなときにどのような対応をしなきゃいけないのかとか人それぞれ違うのでその専門性を高めていくことと、あと支援級に入っているお子さん、通常に行っているお子さんでも、やっぱり支援員がついているお子さんがいらっしゃると思うのですが、学習支援だけじゃなくて、やっぱり介助員が足りないという声はかなり聞こえてはいるのです。学習支援は学習を見ていくのですけど、介助員は多分生活全般を見ていくので、例えば集団の指示が入らない場合に小声で言ってあげたりとか、そういうところの全般ですね。給食も、持てないときに介助してあげるだとか、そういう介助員が足りないという声も聞こえているので、学習支援員だけではなくて、介助員のほうの配置ももう少し充実してあげるといいのではないかなと思います。

いろいろ就学にあたって学務課とご両親がどこに行くか、いろいろ相談はされると思うのですが、やっぱりお母さん、お父さんの意向としてね、普通学級に入れたいよという方もいらっしゃるし、それで行く方もいらっしゃるの、そういった場合にどうしても子どものことを考えると介助員とか支援員というのはもう少し配置を充実させてあげたらいいのかなと思うので、その辺はぜひお願いしたいところかなと思います。

**会長)** ありがとうございます。貴重なご意見です。ありがとうございます。

**委員)** 8年ぐらい前ですかね、中教審の初中分科会の中に特別支援教育の部門がつけられて、私もその委員になって2年ぐらい議論しましたけれども、その当時に児童の7%程度が発達障害のお子さんになるという、報告書の中に数字が書かれたのですね。それで、早い段階からの支援がその子の将来に大変役立つという、そういう方向が出たのです。それ以来、いわば国を挙げて特別支援教育に力を入れてきていただいているわけですが、それがここに来てびっくりするほど特別支援を必要とするお子さんが増えているのです。私に関係している小学校でも通級があるのですが、通級に通っているお子さんがびっくりするほど多いのです。1つの学校でそんなにいるの？ というぐらいいっぱいいるのです。これは7%どころの話じゃなくて、軽く10%を超えちゃっているのです。幼稚園なんかで見ていると、幼児の段階では医療機関でも簡単には診断しないです。お母さんが心配して、早々にいろんなところに行って診断してくれって言いに行くのですが、私の子どもは育てにくい、どう考えたってADHDだとか言って、お医者さんのところへ行っちゃうのです。お医者さんは、真っ当な方はそう簡単には診断書を書きませんが、中にはお母さんが診断書を書いてくれって言うのだから書きましょうかというお医者さんだっただけで実はいるのです。

**会長)** ありがとうございます。今のご意見はごもっともで、やっぱり乳幼児期からその後に対する対応の仕方ということでお医者様の話もありますけれども、やはり家庭を支援していくような形で、ある子にとってみたら特別の支援なのか、ある子にとってみたらわかり方の問題なのかということを経験とともに考えていくような支援が必要な場合もありますし、先ほど放課後の担当をなさる指導員の専門性を高めるということもそうだと思いますし、それがまた学校教育の中の対応する先生と何らかのつながりが持てるということによって、対応の仕方が特別に何々をするというよりは、少し充実する中でその子の居場所が確保できるということがあると思うのです。これに関してもこれまでもいろいろ意見が出てきておりましたけれども、どのような対応ができるかということをし洗い出しながら提言の中に入れていくということが大事かなというふうに思っております。

限られた時間で本当に申しわけないのですが、7番の「ワーク・ライフ・バランス実現のための」、8番の「放課後対策の総合的な推進」、9番の「子どもの健全な育成に向けた施策の推進」について、一緒に見渡して、ご意見がありましたらお寄せいただければというふうに思っております。

私のほうからですけど、ワーク・ライフ・バランスについては今働き方改革も大分進んでくると思いますので斬新な提案ができるといいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**委員)** 江東のほうで港区でも同性パートナーシップ認定制度を導入するかもという話を見まして、画期的だなと思っていたのですけれども、最近同性カップルで子どもを持つ方がいらっしゃる。私自身母親手帳をもらった身として思うのですけれども、出産をしなければ行政として親になるための準備のサポートはしてもらえないものなののでしょうか。里親はイメージがつくのですけれども、そうではなく、パートナーとの中で何かの形で子を得たときに、その子の子育てをサポートするシステムが既存の子育て支援に入っていくという考え方でいいのでしょうか。

**会長)** 具体的には、母子手帳とか父子手帳が……

**委員)** そうですね。妊娠するともらえますから……

**会長)** 父子手帳はもらえるかもしれませんが……

**委員)** そうですね。もうちょっと母親だから、父親だからではなくなってくるなというような感覚がありまして、余計なことですけれども。

**事務局)** 同性カップルのパートナーシップ制度を確かに検討していくということで、そういう方向性になっております。同性同士がカップルになるかどうかということと、その方がお子さんを育てるかどうかということは今の段階では別のことということで、当然お1人で育てられて生まれるという場合の方でも、区としてはサポートしているということでございます。こちらは、保育園などであればもちろんそれは対象になりますし、そういうことになります。

**会長)** よろしいですか、そういう感じではないかと。

**委員)** はい。

**会長)** そのほかにもございますか。

**委員)** いろんな子どもに対しての計画、先ほどの保育園の話から放課GO→の話もそうなのですが、最終的に保育園に入れないと放課GO→に入れないと学童に入れないと状況になって、そこは仕事を優先するからという考え方は非常によくわかるのですけ



ど、この場面に書く最後のまとめでもいいのですが、結局自分の子どもが、例えばぜんそくになったら港区から八王子に引っ越したほうがいいかなと考える人がいるとか、子どもを優先に考えた場合、子どもの環境が整えられていないときは親が犠牲になるということも考えさせる部分も必要なのかなと思います。非常に充実というふうに言っている、例えば朝9時から5時までだけが仕事じゃないわけで、子どもがこの時間にいなきゃいけないのだからよって言ったら、正社員の人はパートに変わって時給で働くことも仕方ないんじゃないのという考え方を親になったら思わないのかなというのも多少思うので、そういうところから先ほどの発達障害の話にもつながるのですが、ちょっと僕からすると信じられないのですが、バスの送り迎えまでしてあげて学校に連れて行ってあげている子どもをそのまま学校から放課GO→に移動させるなり、学童に移動させて、仕事があるのでということに預けていっちゃう感覚の人たちを充実させるようなサービスのやり過ぎもまずいと思います。港区の行政もいろいろ頑張っているのですが、それに対してもっとやってちょうだいみたいになるのだったら、その部分を最後に入れていただきたい。自分の子どもの面倒は最終的に自分で見て、どうしても就職先を変えなきゃならないということも、子どものためだからしょうがないんじゃないのという考え方も1つあるとは思っているので、そこは何かしらのときにに入れていただきたいなと思いますね。

**会長)** 大変貴重なご意見だと思います。さっきのニーズ調査の結果の意見のところでも中にはそういった非常に良心的なご意見等もありますので、そういうことも踏まえながら次期の答申の中には子育てということを考える機会にできるものが、そういうことが書かれているとよいなというふうに思います。

**委員)** 先ほど北條委員からのお話にもありましたように平等ということで、すごく港区のいいところ、働くお母さんにとってもサービスが手厚いですよ、これはもともと子どもを育てようと思って仕事をやめた私にとってはたまにどきっとする。専業主婦でいることとか専業主婦にとってのメリットを、こういう資料を読んでも、確かに働くお母さんには随分よくなった。だけど、保育園ではなくて、ある程度の犠牲を払っても幼稚園に行かせたいとかそういうそれぞれの人たちのニーズ、もちろん幼稚園の補助も十分にいただけるようにもなりましたけれども、やっぱり主婦の方でも主婦であることが後ろめたくないような環境、社会にしていきたいなと思っているので、これは本当に切に思っております。やはり放課GO→に関しても、子どもを預けたいなと思っても、専業主婦であれば放課GO→に入れない。そういう子たちにどんどん税金が使われていて、こっちは月一、二回シッターさんに頼むそのお金は結局こっちで持ってって、そういうちっ

ちやいお金のことでというよりも、社会で子どもたちを心穏やかに育てていくためには、専業主婦でも、働いているお母さんでも一緒だよというふうに育っていくといいなと思っているので、どうか子育てを中心に考えた人たちの生き方も尊重していただける社会になるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**会長)** ありがとうございます。まだまだ皆さんご意見がおありだと思います。一応今日は時間なので、本当に不手際で申しわけございません、皆さんの意見を十分受けとめることができずに。これに関してはまたご意見を寄せることは可能なのでしょうか。それをまた最後にご説明をお願いしたいと思います。

**委員)** 資料3-2は触れないということでしょうか。

**事務局)** 資料3-2は、ご質問に対する回答を用意させていただきまして、ご意見があれば……

**委員)** 保育園の数を増やしているところは評価できると思うのですがけれども、やはりそこで働く保育士の労働条件が整わなければ保育の質も求められないと思っています。そういう中で質問を出しまして、今日のニュースでも上がっていたと思うのですがけれども、中央区の認可保育園で保育士18人のうち13人が3月以降順次退職していくという、職員30人中16人、半分以上退職するというニュースが上がっていたかと思います。やはり給料が安かったり、人手不足で長時間労働が続いて、そこでは働きづらかったりということかと思っています。そういう中で、やはり私立認可保育園は、私どもは社会福祉法人なので一定の給料というところでは押さえてはいるのですがけれども、ここに書いたように株式会社の給料とかでは、やはり月額4万円の賃金が改善されているというふうにご回答いただいているのですがけれども、もし4万円上がった結果が年収300万ちょっとだったら、そうした場合は全産業の水準と比べてどう港区としては考えているのかなというふうに思っています。株式会社、社会福祉法人、区立といういろんな運営主体がありますけれども、やはり港区の平均年収は幾らぐらいなのかなと。国の2017年の平均年収は380万円と言われています。国によると、3年以上は404万円、7年目以上は446万円ということで、東京都の施策として処遇改善費ということで保育士の低い給料を少し上乘せしてとはなってはきてはいるのですがけれども、現実問題区立と私立認可園の運営主体ではかなりの差があるという実態があると思います。今後保育士なり、看護師、保育園で働く職員たちがどういうふうな処遇で働いているのかというのも区として状況を把握して、特に株式会社の運営主体のほうには強く指導していかなければいけないのではないかなと思います。

会長) ありがとうございます。これに関してはよろしいですか。

事務局) 貴重なご意見を頂戴いたしました。港区では、保育士が不足するという状態は、現在のところでは出てきておりませんが、保育士の処遇を改善していくというところは重要なことと認識しております。先ほど回答させていただいたことも含めて、国の制度の中での処遇改善に取り組んでいるところでございまして、それ以外にも東京都と連携した補助制度なども設けているところではありますけれども、それとあわせて実際の負担であるとか職住近接というところも近年は求められているところがありまして、保育従事職員の宿舍借り上げなどの工夫もさせていただいているところでございます。引き続き先ほどご意見をいただいたところを踏まえて実態把握を区としても取り組んでいきたいと思っております。

会長) 特に株式会社等についてはなかなか情報が全部出てこないところが多分もどかしいのだと思います。でも、繰り返しになりますけれども、引き続き状況の把握ということをしていただくことをお願いしたいと思っております。

## 2 その他

会長) それでは、もう時間になりましたので、ここで本日予定された議事は以上となりますけれども、最後に事務局のほうから連絡等がありましたらお願いいたします。

事務局) それでは、机上配付資料4にありますとおりこちらでご意見は頂戴したいと思います。

なお、今ちょうど配付中のものがございますけれども、先ほど議題の(3)でご確認いただきましたスケジュールでございます。次回の会議は6月3日、月曜日となります。場所は、本日と同じこちら港区役所9階の会議室となっております。開催通知をごらんいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、次の会議までの間に会長、副会長と調整をさせていただきまして答申案を作成いたします。委員の皆様にご答申案をお送りいたしますので、ご意見の提出もお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長) ありがとうございます。それでは、予定の時間になってまいりましたので、これで第5回の港区子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思っております。皆様大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

— 了 —